

質問書に対する回答  
東京外環自動車道 市川北地区電線共同溝工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 7. 関連施設その他との関係 (5)ガス、(水道)施設関係	『受注者の施工上の理由から移設を行う場合は受注者の負担で行うものとする』とありますが設計通りに敷設できない場合の移設費用は受注者の負担ではないと考えてよろしいでしょうか。	設計通りに敷設できない場合の移設費用について、現場条件等により、監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
2	金抜設計書番号52から62までの撤去設置工	設計図287/330以降の撤去設置工に伴う詳細図の材料表(設置)にブロック・U型側溝他撤去する製品が記載されておりますが新材で設置するとの考えでよろしいでしょうか。	特記仕様書20-9-2、20-9-3及び設計図面 287~293/330に基づきお考えください。